

## 門真市国民健康保険料減免事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号。以下「条例」という。）第26条の規定により、保険料の減免の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(取扱いの基本)

第2条 保険料の減免は、次に掲げる場合に保険料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害その他特別の事由により納付すべき保険料を全額納付することが困難な場合
- (2) 後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険被保険者となり、新たに保険料を負担することとなった場合（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

(減免事由及び減免基準)

第3条 保険料の減免事由については、次の各号の定めるところによるものとし、減免基準は別表に掲げるとおりとする。

- (1) 納付義務者（納付義務者が扶養する被保険者を含む。）が所有する家屋（自己が居住するものに限る。）又は、家財（主として趣味又は娯楽のために使用するものを除く。）が震災、風水害、落雷、火災、その他の災害により損害を受けた場合（その損害が、保険金、損害賠償金等により補填される場合を除く。）は、保険料を減免することができる。
- (2) 被保険者で主としてその世帯の生計を維持している者（以下「生計維持者」という。）の失業又は休廃業等により、その世帯の当該年中の合計所得金額の見積額が、保険料の賦課の基礎となった年の合計所得金額の10分の7に満たないこととなる場合にあっては、その所得の減少率に応じて保険料のうち所得割額を減免することができる。
- (3) 生計維持者が死亡し、又は重度の障害を有することとなり若しくはこれに準ずる事由が生じ、かつ、生活が困窮状態となった場合にあっては、保険料を減免することができる。
- (4) 後期高齢者医療制度の創設に伴い、被用者保険の被扶養者であった者が、国民健康保険被保険者の資格を有することにより、新たに保険料を負担することになる場合の当該被扶養者に係る保険料について、資格取得日から2年間（当該規定と同趣旨の規定による減免を受けていた者が、本市に転入した場合については、他市町村における資格取得日の属する月から起算して2年を経過する月までの期間とする。）減免することができる。
- (5) 前各号に規定する場合のほか、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、

とする。

(減免の取消し)

第10条 偽りその他不正な行為によって減免措置を受けた場合は、直ちに当該減免措置を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の門真市国民健康保険料減免事務取扱要領の規定は、平成21年度分の保険料に係る減免から適用し、平成20年度分までの保険料に係る減免については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

保 険 料 減 免 基 準

第1号に該当する場合

区 分	減 免 率		
	所得割額	均等割額	平等割額
家屋の焼失、倒壊又は流出その他これらに類する場合	100%	70%	70%
床上浸水又はこれらに類する場合	80%	70%	70%

第2号に該当する場合

所得の減少率	減 免 率
30%以上 50%未満	所得割額の 60%
50%以上 65%未満	所得割額の 70%
65%以上 80%未満	所得割額の 80%
80%以上	所得割額の 90%

第3号に該当する場合

減 免 率	保険料の 80%

第4号に該当する場合

減 免 率	所得割額	均等割額	平等割額
		100%	50%

備考 平等割額の減免については、条例第26条第1項第2号ア及びイに該当する者のみで構成される世帯に限る。

第5号に該当する場合

減 免 率	所得割額	均等割額	平等割額
		50%	30%

備考 均等割額及び平等割額については、条例第19条第1項の規定による保険料の減額に該当する世帯のうち、同項第1号に該当する世帯にあっては15%とし、同項第2号及び第3号に該当する世帯にあっては減免の対象としないものとする。